

**質問** 日本人同士での離婚届を出したいのですが。

**回答**

協議離婚について教えてください。

協議離婚は届けた日に効力を生じます。本籍地か所在地の区市町村役所（役場）へ夫、妻が届出をしてください。届出に必要なものは、届書1通（成年の証人2人の署名押印（注意）が必要）。印鑑。（注意）運転免許証・パスポート・マイナンバーカード【個人番号カード】（保険証等、官公署が発行しているが顔写真のないものは2点以上）などご本人であることを確認できる書面です。

（注意）令和3年9月1日から、押印は任意となりました。

（注意）令和6年3月1日から、戸籍証明書の添付が原則不要となりました。

➤ 日本人同士での離婚届を出したいのですが、未成年の子どもがいます（協議離婚）

離婚する夫婦の間に未成年の子があるときは、夫婦の一方を親権者と定めなければなりません。離婚の合意が成立しても親権者について協議が調わないときは家庭裁判所の審判を得て離婚の届出をしなければなりません。離婚後も引き続き夫婦の共同親権とするような離婚届は受理できません。

➤ 協議離婚の場合の届出人は

協議離婚の場合の届出人は当事者双方です。

双方の意思の合致があり、届書に双方の署名捺印（注意）があれば、書類を窓口にお持ちいただくのはどちらかの方でかまいません。

（注意）令和3年9月1日から、押印は任意となりました。

➤ 協議離婚の場合、提出に必要なものは

- ◆ 届書1通
- ◆ 印鑑（注意）（届出人欄に押印したものをお持ちください）
- ◆ 運転免許証・パスポート・マイナンバーカード【個人番号カード】（保険証等、官公署が発行しているが顔写真のないものは2点以上）などご本人であることを確認できる書面。

（注意）令和3年9月1日から、押印は任意となりました。

（注意）令和6年3月1日から、戸籍証明書の添付が原則不要となりました。

➤ 日本に住んでいる日本人が、外国人との離婚届を出したいのですが（協議離婚）

- ◆ 届書 1 通（お二人の署名捺印（注意）と成年の証人 2 人以上の署名捺印（注意）が必要）
- ◆ 届出先が住所地でない場合は住民票 1 通
- ◆ 印鑑（注意）（届出人欄に押印したものをお持ちください）
- ◆ 運転免許証・パスポート・マイナンバーカード【個人番号カード】（保険証等、官公署が発行しているが顔写真のないものは 2 点以上）などご本人であることを確認できる書面

（注意）令和 3 年 9 月 1 日から、押印は任意となりました。

（注意）令和 6 年 3 月 1 日から、戸籍証明書の添付が原則不要となりました。

➤ 日本に住んでいない日本人が、外国人との離婚届を出したいのですが（協議離婚）

戸籍係（電話：03-5307-0624）にお問い合わせください。

## 裁判離婚について教えてください

裁判離婚とは裁判所が関与して成立する離婚で調停による離婚、審判による離婚、和解による離婚、請求の認諾による離婚又は判決による離婚があります。

➤ 裁判離婚の場合の届出人は

裁判離婚の場合の届出人は調停もしくは審判の申立人、又は訴えの提起者になります。ただし、これらの者が調停の成立又は審判・判決の確定の日から 10 日以内に届出をしないときは、その相手方も届出をすることができます。

➤ 裁判離婚の場合、提出に必要なものは

- ◆ 届書
- ◆ 調停調書の謄本又は審判書もしくは判決の謄本と確定証明書

（注意）令和 6 年 3 月 1 日から、戸籍証明書の添付が原則不要となりました。